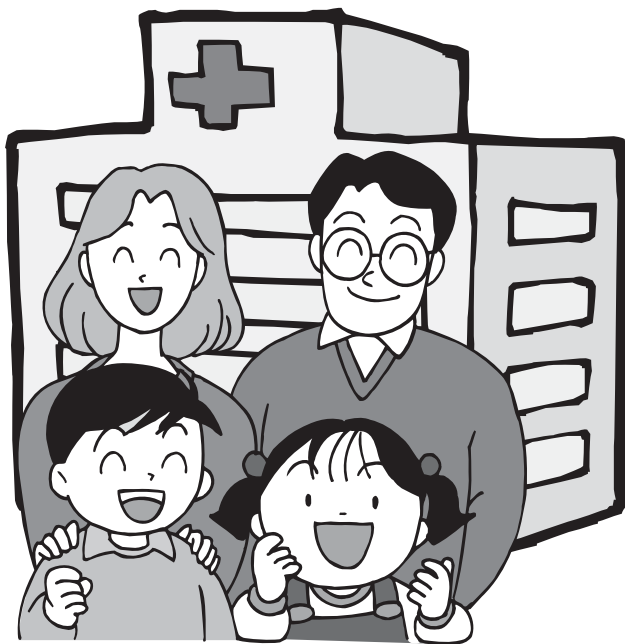


ご存じですか？

# 福祉医療費助成制度

市では、北海道と協力して各種助成制度（身障、ひとり親、子ども等）を実施しています。いずれかの医療保険に加入されている方で、次の制度に該当する場合は、申請により医療費が助成されます。くわしい内容や手続きなどは、保険医療グループ（市役所1階 ☎ 4233217）へお問い合わせください。



## 助成の対象

### 重度心身障がい者医療費

次のいずれかに該当する方にかかる医療費

- ① 身体障害者手帳の等級が1級または2級の方及び3級の一部（心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能にかかるとする障害）の方
- ② 重度の知的障がいがある方
- ③ 精神保健福祉手帳1級に該当する方（外来のみ）

### ひとり親家庭等医療費

- ① 20歳未満の子を扶養または監護しているひとり親家庭の母または父の入院医療費
- ② ①の家庭の、子の入院・外

来医療費

- ③ 両親の死亡や行方不明などにより、他の家庭で扶養されている20歳未満の子の入院・外来医療費

※18歳以上の子は一定の要件が必要。

### 子ども医療費

中学3年生までの子どもにかかる入院・外来医療費

※満15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日まで。

## 収入要件

重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療は、世帯の収入要件等があり、状況によっては認定されない場合があります。なお、子ども医療に収入要件はありません。くわしくは、保険医療グループへお問い合わせください。

## 助成の内容

各医療費における助成の内容は、次の表のとおりです。

### ■各医療費の助成内容

市民税課税世帯（中学3年生までの子ども除く）		
医療費負担は1割です。 ただし、1か月に負担する医療費が下表の限度額を超えた場合は、申請により超えた分が支給されます。		
【1か月の自己負担限度額】		
外来（個人単位）	12,000円	
入院+外来（世帯単位）	44,400円	
市民税非課税世帯（中学3年生までの子ども除く）		
医療費は無料です。 ただし、初診に限り、下表の額を限度とする初診時一部負担金がかかります。		
【初診時一部負担金】		
医科	歯科	柔道整復
580円	510円	270円
中学3年生までの子ども		
医療費は無料です。		

こんなときは..

# 国民年金保険料の免除制度

国民年金保険料の免除制度は、けがや病気、失業などによる経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合、申請によって保険料の全部、または一部の納付が免除される制度です。

免除申請を行い承認されると、その期間も年金加入期間に算入されるので、万が一の場合でも障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

〈戸籍年金グループ・市役所1階 ☎ 423217〉

## 免除等の対象となる方

### ▼法定免除

- (1) 障害年金を受給している方
- (2) 生活保護法に基づく生活の

扶助を受けている方

### ▼申請免除

前年の所得が次の(1)から(4)に示す金額以下となる方。

- (1) 全額免除：(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
- (2) 4分の3免除：78万円+

- + (3) 半額免除：118万円+
- + (4) 4分の1免除：158万円

- + (5) 扶養親族等控除額
- + (6) 扶養親族等1人につき38万円

- (ただし、70歳以上の扶養親族等は48万円、19〜22歳

の扶養親族は63万円)

の扶養親族は63万円)

① 社会保険料控除額等 所得の基準期間に支払った国民年金や健康保険の保険料等

※全額免除以外は、減額後の保険料を納められると未納扱いになりますのでご注意ください。

▼若年者納付猶予制度

比較的所得が少ない30歳未満の若年層の方は、申請により保険料が猶予されます。

所得基準は全額免除と同様ですが、世帯主の所得は除き、本人と配偶者の所得のみで審査されます。

▼学生納付特例制度

20歳以上の学生については、毎年申請することによって卒業まで保険料が猶予されます。

免除期間は、7月から翌年の6月までです。申請が遅れても直前の7月までさかのぼって免除が認められます。

## 免除等の期間

原則として、毎年申請が必要ですが、全額免除に該当された方や若年者納付猶予については、申請時に「継続申請」を希望すると、翌年度からの申請手続きが不要になります。

## 免除等の手続き

砂川年金事務所または市役所の戸籍年金グループ窓口で、印鑑と次の書類を持参し手続きをしてください。

▽国民年金手帳または基礎年金番号が記入された通知書

▽退職(失業)した方が申請を行うときは、退職したことを確認できる書類(雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票の写しなど)

▽学生証の写し

※転入などで所得の確認ができない方は、源泉徴収票など所得を証明する書類の写しを要する場合があります。

保険料の免除や納付猶予を受けた期間があるときは、保険料を全額納付したときと比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

## 保険料は追納できます

そこで、年金受給額の減額を防ぐために、免除または納付猶予を受けてから10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めることができるようになります。

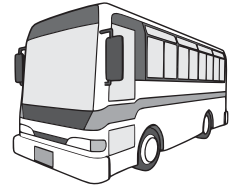
なお、追納する際に、免除または納付猶予を受けてから2年以上経過している場合は、経過期間に応じた加算額が保険料に上乘せされます。



# 乳がん 早期発見！早期治療！ バスツアー検診！

市では、「乳がん検診は受けたいけれど、車がなくて病院に行くのが大変…」という方におすすめの、乳がんバスツアー検診を実施します。

バスツアー検診では、皆さんを札幌がん検診センターまで無料バスで送迎し、乳がん検診を受けていただくほか、子宮頸がん検診や内臓脂肪測定などの検査も同時に受診することができます。健康で安心な日常生活を送るためにも、ぜひご参加ください。



■実施日時 8月4日（土） 7時45分 歌志内出発～14時 歌志内到着予定

■検診場所 札幌がん検診センター（札幌市東区北26条東14丁目1-15）

## ■検診内容・料金等

検診種別	対象者	検査方法	検査料金		
			一般	市民税非課税世帯（※）	生活保護世帯
乳がん検診	市内に住所を有する30歳以上の女性で、原則昨年度の乳がん検診を受けていない方	マンモグラフィ（乳房のレントゲン検査） 視触診（医師の診察）	2,000円	500円	無料

## ■同時に受診できる検査の種類・料金など

検査種別	検査料金			検査方法
	一般	市民税非課税世帯（※）	生活保護世帯	
子宮頸がん検診	1,600円	500円	無料	子宮の入り口の細胞検査
婦人科超音波検査	1,000円	1,000円	1,000円	経膈エコー検査
骨検診	1,000円	1,000円	1,000円	X線を利用して腕の骨量を測定
内臓脂肪測定	3,000円	3,000円	3,000円	内臓脂肪をコンピューターで測定

■定員 20人

検診を受けて  
健康管理を！



※市民税非課税世帯に属する方で、検診料減額申告書を提出された方。なお、非課税世帯に属する方でも、がん検診減額申告書の提出がない場合は、一般料金になります（申告書は、検診の申込のあった方に郵送します）。

※乳がん検診・子宮頸がん検診の無料クーポン券を提出された方は、その検診が無料となります。

申し込みは、7月17日（火）までに保健予防グループ（市役所2階 ☎42～3213）へ



# 第62回 社会を明るくする運動

7月は、「社会を明るくする運動」強調月間です。

この運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、今年も「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の子カラ」をテーマに運動が展開されます。

〈福祉事業グループ・市役所2階 4233213〉

社会を明るくする運動は、今年で62回目を迎える全国的な運動です。テレビや新聞では、毎日のように事件のニュースなどが報道されています。犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。安全で安心な暮らしはすべての人の望みです。取り締まりを強化して、あやまちを犯した人を処罰することも必要なことです。しかし、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることもまた、とても大切なことです。

犯罪や非行が生まれるのは

## 社会を明るくする運動 講演会にご来場を！

運動期間中は、広報ポスターやけんすい幕を掲示して、この運動を広く皆さんに知っていただくとともに、次により講演会を開催します。

当日は、市内の小・中学生による作文発表も行いますので、市民の皆さんの参加をお願いします。

- ▼とき 7月18日(水) 17時30分
- ▼ところ 公民館
- ▼講師 歌志内小学校  
校長 中井清一氏
- ▼主催 社会を明るくする運動歌志内市実施委員会

地域社会であり、また罪を犯した人たちの更生を促す場も地域社会にほかなりません。犯罪や非行をなくすことや、あやまちからの立ち直りを支えていくためには、一部の人たちだけでなく、家庭や地域

のすべての人たちがそれぞれの立場で関わっていく必要があります。犯罪や非行のない明るい社会をつくるため、皆さんの温かいご支援とご協力をお願いします。



## 毎年7月は青少年の非行防止 道民総ぐるみ運動強調月間！

■社会を明るくする運動と一体的な活動を実施

道では、7月を「青少年の非行防止道民総ぐるみ運動強調月間」と定め、社会を明るくする運動と一体的な活動を実施します。

この機会に、青少年非行に対する共通の理解と認識を深め、青少年に悪影響を及ぼす環境の排除に取り組むなど、市民の皆さんの協力をお願いします。

### ■青少年を非行から守ろう

非行や凶悪犯罪、児童の虐待など、子どもをめぐる問題が深刻になっています。また、薬物乱用や援助交際なども後を絶たない状況にあります。

こうした子どもの問題には、親や大人の言動や姿勢、社会の在り方が反映していると考えられます。子どもが伸び伸びと健やかに育つ環境を整え

るのは、大人の責任です。

### ■子どもは社会を映す鏡

そう考えてみると、大人が率先して実践すべきことがたくさんあります。

まず大人自身が変わること。そして子どもたちを温かく見守り、支えること。行動や後姿で、たいせつなことを示せる大人になりましょう。

### ■家族の時間をたいせつに

北海道青少年育成協会では、家族団らんの時間を増やすことを提唱しています。

毎月第3日曜日を「道民家庭の日」と定め、この日は家族そろっての食事や家庭的作業を行うことをすすめています。

子どもにとって、家庭は社会の出発点。非行防止は家庭から。家族が触れ合う時間をたいせつにしてください。

〈青少年センター・社会教育グループ〉